

動物の愛護及び管理に関する法律の改正及び動物の適正飼育などの啓発活動の強化を求める意見書

動物は人の生活を豊かにし、動物を飼うことで人の心も体も健康になると言われている。しかし、痛ましい動物虐待の事件が後を絶たない。2018年4月、警察庁は、猫や犬などの動物を虐待したとして動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）違反で、2017年、68件を摘発し、76人を逮捕・書類送検したと発表した。いずれも、2010年以降最多を記録している。

過去には、埼玉県内で複数の猫に熱湯やガスバーナーを用いて死傷させ、その悲惨な映像をインターネットに公開していた事件が、社会に大きな衝撃を与えた。また、千葉県内でも猫の手足を縛り刃物で殺傷する行為や子猫を虐待する動画を投稿サイトに載せる行為など、動物虐待が後を絶たないといった状況がある。

現行の動物愛護管理法では、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する」と規定されている。この罰則規定は、2012年の同法の一部改正により、強化されたものであるが、広く国民に認知されているとは言えず、動物虐待が後を絶たない要因の一つとなっている。また、同改正では、動物の所有者等に対し、動物がその命を終えるまで飼養する、終生飼養の責務も規定されたが、2016年度に飼育放棄などで保護された犬や猫は全国で11万匹を超え、このうち5万匹以上が殺処分されている現実を踏まえると、終生飼養が徹底されているとは言いがたい状況にある。

悲惨な動物虐待や殺処分を抑止するためにも、動物愛護の意識の醸成、地域猫活動等による地域住民の意識改革、動物の所有者等による適正な飼養・管理の徹底が重要である。

このことから、動物愛護管理法が目指す人と動物が共生する社会の実現に向けて、虐待動物の救護体制の構築など必要な法改正を行なうとともに、動物の適正飼養などに関する啓発活動をさらに強化する必要がある。

よって、本市議会は国に対し、動物の愛護及び管理に関する法律の改正及び動物の適正飼育などの啓発活動の強化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

あて

環境大臣

衆議院議長

参議院議長